

日南町告示第11号
令和2年第3回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。
令和2年5月7日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和2年5月11日
招集場所 日南町役場庁舎 議場
付議事件

1. 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）
2. 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
3. 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
4. 日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
5. 日南町国民健康保険条例の一部改正について
6. 日南町介護保険条例の一部改正について
7. 財産の取得について（除雪ドーザ8 t級購入）
8. 令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号）
9. 令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）
10. 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
11. 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
12. 日南町議会会議規則の一部改正について

○開会日に応招した議員

大岡 樞	西本 健	保君 三	古 荒	都 木	勝 昭	人 君
樞 近	本 田	三 君	荒 岩	木 崎	昭 安	博 男
坪	藤 倉	一 君	久 山	代 本	芳	君 敏
		志 君				君 昭
		幸 君				

○応招しなかった議員
なし

令和2年 第3回（臨時）日南町議会 会議録（第1日）
令和2年5月11日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年5月11日 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
（日南町税条例の一部改正） |
| 日程第4 | 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
（日南町国民健康保険税条例の一部改正） |
| 日程第5 | 議案第50号 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第51号 日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第52号 日南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第53号 日南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第54号 財産の取得について（除雪ドーザ8 t級購入） |
| 日程第10 | 議案第55号 令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第56号 令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第58号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 発議第6号 日南町議会会議規則の一部改正について |

本日の会議に付した事件

- | | |
|------|--------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて |

(日南町税条例の一部改正)									
日程第4	議案第49号	専決処分の承認を求めることについて							
(日南町国民健康保険税条例の一部改正)									
日程第5	議案第50号	日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について							
日程第6	議案第51号	日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について							
日程第7	議案第52号	日南町国民健康保険条例の一部改正について							
日程第8	議案第53号	日南町介護保険条例の一部改正について							
日程第9	議案第54号	財産の取得について(除雪ドーザ8t級購入)							
日程第10	議案第55号	令和2年度日南町一般会計補正予算(第1号)							
日程第11	議案第56号	令和2年度日南町病院事業会計補正予算(第1号)							
日程第12	議案第57号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて							
日程第13	議案第58号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて							
日程第14	議案第6号	日南町議会議規則の一部改正について							

出席議員(10名)

1番	大岡	西本		出席議員(10名)	2番	古	都	勝	人
3番	大岡	本	健	保君	4番	荒	木	博	君
5番	大岡	田	洋	三君	6番	岩	崎	男	君
7番	大岡	藤	仁	一君	8番	久	代	昭	君
9番	大岡	倉	勝	志君	10番	山	本	安	君
				幸君				芳	昭

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 花倉幸江君 書記 花倉順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	副町長	丸山悟君
教育長	伊田典穂君	総務課長	木下久君
企画課長	伊實延太郎君	住民課長	浅田史君
福祉保健課長	渡邊太輝君	建設課長	財原積君
教育次長	村上伴樹君	病院事業管理者	中曾森政君
病院事務部長	福家寿樹君		

午前9時30分開会

○議長(山本 芳昭君) おはようございます。
 ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和2年第3回日南町議会臨時会を開会します。
 昨年、中国・武漢市で発生した新型コロナウイルスが全世界で流行し、日本政府は緊急事態宣言を出し、4月16日、対象地域を全国に拡大しました。今月4日には、さらに5月末までに延長することを決定されました。そのような状況下での臨時議会であり、議場での感染対策として、議場内では全員マスクを着用していただきます。議席及び執行部席にアクリル板の設置をいたしました。アクリル板の設置ができなかった執行部席は、席と席の間を空ける処置を取りました。
 発言は、議員及び執行部全員、着席のままで行っていただきます。
 議場の換気のため、扉を開けての会議といたします。
 傍聴については、自粛をお願いしております。
 以上のような対策を取っての会議といたします。
 また、5月7日よりクールビズを実施しておりますので、ノーネクタイの会議といたします。御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
 それでは、本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
 タブレットの報告書ファイルをお開きください。
 地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、1ページの報告書のとおりです。
 本町の監査委員から、令和2年4月20日付をもって、地方自治法第235条の2の規

定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから12ページのとおり報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君）日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、久代安敏議員、9番、坪倉勝幸議員の2名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君）日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。
ここで、執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君）改めまして、おはようございます。
臨時議会ということで、全員の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。冒頭に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。
大型連休も終わりました。町内では農作業が進み、好天にも支えられまして、今、田植作業等が順調に進んでいるのではないのかなというふうに思っているところであります。山々では新緑の姿を見せておりまして、例年と変わらぬ自然の光景を見ることができるといふふうに思っています。しかしながら、現在、世界中に蔓延しております新型コロナウイルスが人々の生活や経済に大きな影響を与えております。国内におきましても、現在、感染が続いている状況であります。

経過としまして、4月7日に7つの地域の緊急事態宣言がありました。16日には全国を対象とした緊急事態宣言が発出されました。大型連休が終わる5月6日までをめぐりに外出自粛要請をはじめと感染防止に努めてきたところではございますが、いまだ都市部を中心に新たな感染者が続いているところであります。死者におきましては、国内でも600人を超えました。政府は、こうした状況によりまして緊急事態宣言の延長を5月末まで決定し、その中で、特別警戒区域13自治体とその他の自治体とに区別をして、感染防止の上、自粛の緩和が図られてきているところであります。さらには、14日頃には専門委員会意見聴取があるとされておりまして、新たな変化があるかもしれません。

県内では、4月18日の感染者以降、新たな感染者はない状況でありまして、以来3週間を経過しました。気を緩めてはいけませんけれども、引き続き感染防止策を継続しながら、少し活動や生活の範囲を拡大するため、公的施設の使用を再開することとしております。また、町民の健康と命を守り、不安の減少を優先、集めない、リスクの最小化という方針によりまして、4月の22日から休業要請をお願いしておりました宿泊業、飲食店等には格別の御理解と御協力をいただき、本当にありがとうございました。

鳥取県西部等に新規の感染者がないことによりまして、5月の7日から休業要請は解くこととしました。町民の皆様には、引き続き感染防止対策の上ではあります。御利用いただきますように私からもお願いを申し上げます。

また、小・中学校も7日から再開をしております。臨時休校中におきましては、学習の場ということでありまして、地域の振興センターにも大変お世話になったことにお礼を申し上げたというふうに思います。ただ、今でも全国が緊急事態宣言中であり、終息したわけではございませんので、感染予防を引き続きお願いするものであります。

参考としまして、鳥取県では、鳥取県版の新しい生活様式を作成されております。実践のほうをよろしくお願いしたいと思っております。町のホームページにも掲載させていただいてるところであります。長期化になると思われまじ、刻々と変化する状況下ではあります。場合によっては、さらに臨時議会をお願いする場面もあらうかと思われまじ。その際には、格別の御理解と御協力をお願いするものでございます。

町民の皆さんにも、もう少し我慢の期間が必要となりました。今後も、その内容を時期を計りながら経済対策や生活対策を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、マスクの件でございますが、なかなか注文しても手に入りにくい状況が続いております。今回の補正予算にも計上させていただいておりますが、町民の皆さんには、今月中には1世帯1箱配布を予定させていただいております。また、援者や応援団体からマスクの寄附の声をいただいております。町内で、入った段階ではございます

が、有効利用に努めてまいりたいというふうに思っております。
話は替わりますけれども、春の叙勲についてでございますが、鳥取県内47人の関係者がおられます。その中で、宮内の鎌倉真栄さんが受章の榮譽となりましたので、御報告をさせていただきます。その中、長年の選挙管理委員会委員の事務等の功労という内容でございます。旭日単光章を受章されました。
最後になりますが、本日の臨時議会に上程させていただいております案件ですが、専決処分の承認が2件、条例の一部改正4件、財産の取得1件、補正予算2件、人事案件2件であります。御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
なお、承認後に当たりますのは、新型コロナ対策関係の事務につきましても、速やかに実施してまいりたいというふうに思っております。事業者の皆様との関係につきましても、日南町の商工会に協力を要請をさせていただいております。様々な悩みがあるというふうにも思っておりますので、御相談をいただければというふうに思います。
以上、開会に当たりまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第48号 及び 日程第4 議案第49号
○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから日程第3、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）、日程第4、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険条例の一部改正）、以上、専決処分関係2議案を一括議題とします。
各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。
○町長（中村 英明君）議案第48号、専決処分の承認を求めることについてということ、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、日南町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めます。
概要ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、日南町税条例の一部を改正するものでございます。
内容につきましては、大きく3区分ということで、町民税、固定資産税、それと法改正に伴う条ずれ、項ずれの修正を行うものでございます。
町民税のほうですが、2点ありまして、1点は、寡婦の控除の見直しということで、寡婦、寡夫がありますが、婦人のほうと夫のほうと両方ということですが、婚姻歴にかかわらず未婚の独り親に寡婦控除を適用する、両方の寡婦、寡夫であります。寡婦に寡夫と同じ所得制限を設けるということ、いわゆる婦人の寡婦と夫の寡夫と同じ所得制限に設定するという内容であります。もう1点は、子ありの寡婦の控除額、子ありの寡夫の控除額、いわゆるお子さんの控除額につきましても同額とするという内容であります。
2点目ですが、企業版ふるさと納税拡充延長という内容であります。税額控除等の拡充等の措置を講じるとともに、寄附の時期の制限を緩和するという内容であります。いわゆる税額控除の内容ですが、現行が損金の算入と法人住民税、法人税、法人事業税がありますが、現在は合わせまして寄附額の約6割を控除する内容ですが、改正内容は、その6割を9割に変更するという内容、寄附の額の控除の拡大という内容です。期間につきましても、5年延長するという内容であります。
続きまして、固定資産税ですが、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から改正するものでございまして、主に2点という内容であります。
1点目は、現に土地を所有している者の相続人の申告の制度化ということになります。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対しまして、町の条例で定めるところによりまして、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができるという内容です。もう1点は、使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるとする内容でございます。
施行期日ですが、令和2年4月1日施行ということをお願いいたします。
次に、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてということで、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、日南町国民健康保険条例の一部改正について別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項によりまして本議会に報告し、承認を求めます。
概要ですが、地方税法の施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布さ

れ、この法改正等に伴いまして日南町の国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

大きく内容ですが、3点であります。1点目は、基礎課税額の限度額ということでございまして、いわゆる国保税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ、現行61万円ですが、2万円アップの63万円に、もう1点は、国保税の介護納付金課税額に係る課税限度額の引上げということで、現行が16万円ですが、1万円アップの17万円という内容でございます。

2番目ですが、減額対象となる所得基準ということで、軽減割合が5割あるいは2割というところがありますが、それぞれの額を5割の場合は28万円を28万5,000円に、2割軽減の方については51万円という数字を52万円に上げる内容でございます。

3つ目としまして、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例ということでございまして、未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設しております。

内容につきましての説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

8番、久代安敏議員。着席のままお願いします。

○議員（8番 久代 安敏君）税条例の一部……。

○議長（山本 芳昭君）議案番号を。

○議員（8番 久代 安敏君）すみません、専決処分の一部改正の最初に町長が説明された町税条例の一部改正についてですけども、いわゆる法人のふるさと納税ですよ。それが損金算入が現在6割から9割に損金算入できると、企業会計上できるような仕組みになるという説明だったわけけども、実際に日南町にふるさと納税をされている法人格の方は何団体ぐらい前年実績であるのかということについて示していただきたいというふうに思いますし、今ふるさと納税の在り方について全国的にもいろいろ問題が、要するに納税額に対して返礼品の額が多過ぎるということで総務省も一定の方針を出しとるわけけども、これについての考え方と2点お知らせください。以上です。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）1点目の前者の企業版ですけども、現在までの実績ですが、1件、昨年度というふうに理解しとります。

あわせて、次の通常のふるさと納税のほうですけども、現在、国のほうの通達から返礼品は3割というところがあつとりますので、それについては、従来からその内容で日南町の場合は行っておりますし、産品も町内産っていうか、そういう条件も入っておりますので、国に応じた形で内容で今推進をしているというふうに思っております。以上。

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第3、議案第48号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第48号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第49号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第50号 から 日程第8 議案第53号

○議長（山本 芳昭君）タブレット39ページから日程第5、議案第50号、日南町固定

資産評価審査委員会条例の一部改正について、日程第6、議案第51号、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第52号、日南町国民健康保険条例の一部改正について、日程第8、議案第53号、日南町介護保険条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係4議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第50号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。次のとおり、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めます。

概要ですが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正が令和元年12月16日から施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、第6条及び第10条に引用する法律名、いわゆる行政手続等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めるとともに、条ずれの修正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、議案第51号、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。次のとおり、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めます。

概要ですが、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、後期高齢者医療保険から傷病手当金が支払われることとなることから、町の行う事務を追加するものでございます。

内容としましては、町の行う事務に傷病手当金の支給申請に係る事務を追加するものでございます。

若干の説明をさせていただきますと、内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症対策本部が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策としまして、国民健康保険及び後期高齢者医療におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額の全額につきまして国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受けまして、厚生労働省から市町村等に対しまして傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされました。

このことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があるため、今回、条例を訂正するものでございます。

施行期日ですが、この条例は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとしております。

続きまして、議案第52号、日南町国民健康保険条例の一部改正について。次のとおり日南町国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めます。

概要ですが、国民健康保険被保険者である被保険者が新型コロナウイルスに感染し、または感染が疑われる場合で仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなったときに、傷病手当金を支給することができるよう所要の規定の整備を行うものでございます。

内容ですが、傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のために労務に服することができないうちは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について支給するものでございます。傷病手当の支給額は、1日につき直近の継続した3か月間の給与等の収入額の合計額を就労日数等で除して得た額の3分の2に相当する金額とすることとしております。

施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の日南町国民健康保険条例の附則第1条から附則第3条までの規定は、これらの規定に該当した場合に被保険者に対して傷病手当金の支給を始めることとなる日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する傷病手当金の支給に適用をしたいと思います。

続きまして、議案第53号、日南町介護保険条例の一部改正について。次のとおり、日南町介護保険条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めます。

概要ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、この法律が令和2年4月1日から施行となったため、日南町の介護保険

条例の保険料率について所要の改正を行うものでございます。

内容ですが、いわゆる低所得者層に係る介護保険料の軽減の措置を拡充するものでございます。この保険料の減額賦課につきましては、令和元年の10月の消費税率の10%への引上げに伴いまして実施することとされておりましてけれども、令和元年度につきましても完全実施までの2分の1の減額幅の基準に定めておりました。今般、令和2年度からの消費税率10%を引上げの満年というか、100%という意味ですが、年度に伴いまして保険料の軽減を完全実施することとなりましたので、当該減額に係る基準が定められたことから、条例の保険料率を改正するものでございます。

施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

日南町の介護保険の段階が10段階ありますが、そのうち今回の改正に該当するところは、第1段階、第2段階、第3段階の区分に該当する者でありますので、資料のとおり、第1段階の方は0.3の率、第2段階につきましては0.5の率、第3段階につきましては0.7の率で令和2年度からの保険料の基準とさせていただきたいという内容であります。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第50号の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）鳥取県の高齢者の広域連合議会が開かれて、最終的に……（「今、固定資産」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、次の議案でした。すみません。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

○議員（8番 久代 安敏君）はい。

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第51号の質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）鳥取県後期高齢者の医療連合で最終的には議決なされるということですが、この傷病手当ですよね、これは、いつ予定されていますでしょうか。附則のことです、附則について説明を求めます。

○議長（山本 芳昭君）浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君）後期高齢者連合の議会、4月27日に可決されましたので、その日が後期高齢の条例改正がなされて施行された日ということでございます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）了解いたしました。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第52号の質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）この改正、要は、ほかの国民健康保険以外の保険では普通認められている傷病手当、つまり病気になったときに収入の補償をするというそういう手当を、今度、新型コロナウイルスに限って、しかも被用者の方に限って、つまりこれは事業主の方は入らないわけですね。御自分で商店をされてるとか宿泊業をされてるとか、もちろん農業者の方も普通は入らない、被用者の方だけという非常に限定された改正になってるわけですが、国保でこの傷病手当が出ないという問題は従来からずっと問題になってることだと思うんですけども、この機会にこれを拡充して、新型コロナウイルスだけでなくほかの病気に対してもということと、あと、被用者のみでなく事業主に対しても補償できるような、そういう改正にするということもできると思うんですけども、その辺、執行部のお考えをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）すみません、今回については、こういった状況の中でのコロナ対策でありますので、おっしゃられたような内容につきましては今後の課題だというふうに思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第53号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。

これより、討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第5、議案第50号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第51号、日南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。
これより採決を行います。

議案第51号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号、日南町国民健康保険条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。
これより採決を行います。

議案第52号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号、日南町介護保険条例の一部改正についての討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。
これより採決を行います。

議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号

○議長（山本 芳昭君）タブレット45ページから日程第9、議案第54号、財産の取得について（除雪ドーザ8t級購入）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第54号、財産の取得について（除雪ドーザ8t級購入）でございます。次のとおり財産を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、取得財産の内容ですが、除雪ドーザー8トン級の1台でございます。予定価格ですが、1,171万5,000円、消費税あるいは地方消費税を込みでの金額でございます。

契約の相手方ですが、住所が鳥取県米子市熊党125の1、株式会社原商米子支店支店長、細田典昭でございます。

契約の締結の方法ですが、一般競争入札でございます。

納期ですが、議会議決の日から令和2年11月の20日まででございます。

以上、よろしく願います。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。
これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第54号、財産の取得について（除雪ドーザ8t級購入）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。
これより採決を行います。

議案第54号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第55号 及び 日程第11 議案第56号
○議長（山本 芳昭君）タブレット48ページから日程第10、議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第56号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）、以上、補正予算関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提出者から提案理由の説明を求めます。
中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号）で
ございます。歳入歳出の補正ということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億
1,703万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億
1,902万7,000円とする内容でございます。

内容ですが、補正額が今回の5億1,703万1,000円ということで、このたびの
補正予算につきましては全てが新型コロナウイルス感染症の拡大防止あるいは緊急経済対
策に係る内容であります。

なお、国のことも含めてですが、急な状況が続いておるといことでありまして、今
回、地方の自治体のほうに地方創生臨時交付金という形で、いわゆる国の予算ベースで1
兆円というところが出てきております。内容につきましては、まだ5月1日付でない
だ、その1兆円の使途が国のほうから示されたということもありまして、若干、特に歳入
に關しましては、取りあえず项目的に入れてるものと、そういった内容とに分かれており
ますので、今後の5月の20日までが実施計画をそれぞれの市町村が出すということにな
りますので、そういったことも含めて御理解いただきたいというふうに思っております
し、また、内容が明らかになった時点で歳入予算の組替えを行っていききたいというふう
に思っておりますので、格別の御理解をいただければと思います。

今回の補正予算の歳入ですが、国庫支出金ということで4億8,214万3,000円
を見込んでおります。内容としましては、特別定額給付金事業の補助金ということで、い
わゆる一般的に言われております国民1人10万円の経費でありまして、4億5,073
万7,000円を予定しております。

また、先ほど申し上げました地方創生の臨時交付金を現時点では2,129万
3,000円を見込んでおります。また、コロナ対策として、子育ての世帯の皆さんへの
臨時特別給付金ということが出てきておりますので、その補助金額を563万8,000
円、そして教育課のほうのGIGAスクールの整備事業費補助金ということで447万
5,000円を見込んでおります。あと、繰入金として3,488万8,000円を予定
してありまして、財政調整基金の繰入金から対応をさせていただきたいという内容にして
おります。

歳出のほうですが、一般管理のほうで4億6,508万1,000円ということで、コ
ロナ関係でマスクの配布事業を行ったりしたいと思っておりますし、また、冒頭申し上げ
ましたように、休業要請の協力金として600万円、それと特別定額給付金の給付事業と
しまして4億5,000万余り、感染症の資材等に10万円を見込んでおります。また、広報公
聴事業ということで17万5,000円ということで、いわゆる広報紙を今、各自治会の
ほうに配ったりしますが、それ専用の梱包物を入れるボックスを設置したいということ
で予定しております。

続きまして、電算管理運営事務ということで、約300万円余りを予定させてもらっ
とります。いわゆる役場の中もそうですが、会議の分散あるいは在宅勤務に係るインターネ
ット系というものの構築を図っていききたいという費用を計上いたします。また、民生一般
管理事務ですが、福祉保健課の管轄ですが、563万8,000円ということで、小学校
等の臨時休業等に伴いました子育て世代の臨時特別給付金ということで、1人1万円の上
乗せをする事業を上げております。

それと、企業支援対策事業ということで3,159万円ということでありまして、今回
の町内の飲食業あるいは宿泊業等をはじめとした事業者の皆さんへの緊急支援対策として
上げております。1番目に、日南町の経営診断の診断をする計画策定業務ということで
99万円、それと、事業者の緊急支援の応援金ということで3,000万円を予定させて
もらっております。防災対策事業として150万ということ、感染予防に係る備蓄の確保
をしていききたいというふうに思っております。それと、学習指導事務ということで、小学
校、中学校費にそれぞれですが、国のGIGAスクール構想がありましたが、国の補正予
算の前倒しというところが出てきましたので、それに対応したいというふうに思ってお
ります。

一般会計は以上であります。
続きまして、議案第56号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）でございますが、病院事業収益のほうで補正予算額として198万2,000円を見込んでおります。いわゆる施設介護サービスの収益ということでの内容でございます。病院事業費用につきましては、同額の198万2,000円を見込んでおりまして、今回のコロナ対策ということで、防護服だとかマスクだとかそういったものだとか、それと、屋外診察用のコンテナを設置したりしますので、その賃借料ということでの内容でございます。それと、資本的支出のほうでございまして、173万8,000円を見込ませていただいております。こういったコロナ関係も含めてですが、いわゆるWi-Fi環境を整備してタブレット端末を利用した遠隔面会を実施したいということで、既に長く病院のほうの面会を禁止をしてる最中でありまして、患者と家族の皆さんの不安を取り除くための対策をしていきたいというふうに思っておりますし、また、今後の遠隔診療等のAI普及にも対応可能だというふうに理解しておりますので、御承認を賜りますようにどうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上で終わります。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。私のほうから、ただいま提案を町長のほうからいたしました一般会計、病院会計補正予算それぞれにつきまして、若干追加の説明をさせていただきますというふうに思います。

町長からもありましたとおり、今回の補正は全てがコロナウイルス対策関連の補正をお願いするものでございまして、若干スケジュール感とか実施方法も含めまして個々の施策の説明をさせていただきますと思います。

前段で、まず、国の地方創生臨時交付金につきまして、町長のほうからもありましたとおり、今回、国のほうから6,173万9,000円を日南町としての限度額として交付予定だということで、5月7日に最終の数字が参っております。全国で1兆円、その中で鳥取県分が今回73億7,400万ということで、そのうち鳥取県が約46億7,000万、町村分が27億という割り振りでございます。その中で日南町は6,100万というふうな限度額が参っておるところでございます。今回その6,100万の財源も一部財源として活用しながら補正予算のほうを組み立てさせていただいております。

そのほか、説明でもありましたとおり、特別定額給付金給付事務、これは別の国の補助事業として10分の10で補助金が参っております。また、子育て世帯の臨時特別給付金につきましても別枠で参っております。また、教育課のほうで予算要求させていただいておりますタブレットの購入経費、GIGAスクール関係、これにつきましても、臨時交付金と併用しながら10分の10の事業として予算立てをさせていただいております。

そうしますと、タブレットのほうの議案の後半になります74ページから先に予算関係説明資料、総務課から始まっております。これに沿って個々事業について若干説明をさせていただきますというふうに思います。

まず、74ページ、一般管理事務、総務課でございます。こちらにつきましては、大きく4本の事業立てをしております。まず1点目、日南町サージカルマスク配布事業につきましては、今現在、いわゆる使い捨てのサージカルマスクがなかなか手に入りにくい状況が続いておる中で、町民の方に不安を解消するという目的がまずは優先すべきではないかという観点から、全世帯に50枚入りのサージカルマスク1箱を世帯当たり1個ずつ配布をさせていただく、またあわせて、サイズが違いますので、子供さん用には、保育園、小学校、中学校等も含めたものを1人1箱ずつを配布をさせていただくという事業立てをしております。若干数的には余裕を持っておりまして、子供さんのサイズ感も含めて柔軟に対応していきながら、余裕を持った部分については、町内、必要な事業所等に今後配布計画を立てて配布ができればというふうに考えとります。

配布方法につきましては、全てのものについて郵送での配布を今計画をしておるところでございます。学校、保育園等は現地でもという考え方もありますけれども、状況によっては休校あたりも想定されますので、予算的には郵送のもので予定をさせていただきたいと思います。

それから、2番目の町内事業所の休業要請協力金につきましては、御存じのとおり、今回休業要請に協力していただきました事業者の皆様方、事業所数でいいますと23事業所になります。また、その中で、宿泊と飲食を兼ねていらっしゃるにつきまして、重複しておりますお店が4店というふうに把握とります。それぞれに20万の協力金をお出しますればというふうに考えとります。枠的には27でございまして、こちらにつきましても一応30というところで余裕を見させていただいた予算取りをさせていただきます。

た。

3点目は、特別定額給付金給付事業でございまして、こちらにつきましては、1人当たり10万円というところで、そのほかにつきましては、システム改修ほかに事務費的なところを想定を今計画をしております。イメージ的には5月14日までに申請書を郵送して、順次、郵送により申請書を返していただく。5月15日ぐらいいから受付事務を始めさせていただきます。書類審査の上で支給決定した上で、早ければ5月中には早い方の支給を始められればというふうにございます。国のほうの定めによりまして、受付開始から3か月を給付期限としておりますので、5月15日から8月14日までを申請期間として事務をスタートさせたいというふうにございます。そのほか一般管理事務では、感染防止資材について今後必要なものというところで若干の予算組みをさせていただきます。財源につきましては、サージカルマスク、それから休業要請協力金については臨時交付金を充てさせていただきます。定額給付金については定額給付金の補助金を全て充てさせていただきます。なお、定額給付金の事業費と補助金が若干数字が合いません。補助金のほうは若干膨らんでおるとございますけれども、これにつきましては、当初予算で組んでおります。会計年度職員さんの給与について、一部、数か月分をこの事務に充てさせていただきますというところで、既存予算からの振替をしております。その関係で一般財源にマイナスの数字が出ております。そういう事務処理の関係でございまして、御承知おきください。

続きまして、75ページ、災害対策事業でございまして、こちらにつきましては、1月、2月から感染対策を進める中で、町の備蓄品がだんだんと少なくなってまいっております。これについて確保をするための予算ということで150万。当面これは一般財源で見させていただきます。今後、臨時交付金の実施計画の中で対象になるということであれば、対象としたいというふうに思っております。

続いて、広報公聴事業につきましては、町長から説明がありましたとおり、広報の配布、自治会長さん宅にいわゆる配布ボックスを置かせていただく、これも人と人が直接会わないというふうなところで、コロナ対策に合わせての政策的な予算というふうにございます。こちらにつきましても、一財ではあります。今後、協議の中で交付金財源というふうな思いも持っております。

続きまして、76ページ、電算管理運営事務でございまして、300万ほどですが、こちらにつきましても、今回コロナ関係で役場の職員が在宅勤務をしております。目標を3割というところで、実質が今4割ぐらいの在宅勤務率になっておるというふうにございます。そういったところで、やはり在宅勤務の効率がなかなか上がらないという中で、自宅の御自分のパソコンで、役場で使っておりますインターネット系の業務が可能になるような設定変更なり、あわせてまして、ノートパソコンを20台ほど購入をさせていただきます。在宅勤務用に充てさせていただきます。また、庁舎内の分散勤務というふうなことを想定しまして、会議室等でコンピュータが使えるような配線や機器の購入ということも併せて考えております。こちらにつきましても、当面は一般財源で想定をしております。

続きまして、企業支援対策事業でございまして、こちらにつきましては、2点の事業組みをしております。1点目につきましては、町長から説明ありましたが、今回のコロナ関連で経営状態が思わしくないというふうな状況を町内でも既に何件か聞いておるとございます。今回5件を想定をして、中小企業診断士による経営診断というものを受けていただくような委託費を設けさせていただきます。交付金対象としたいというふうにございます。

もう1点は、新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援応援金でございまして、こちらにつきましては、現在、国で持続化給付金と呼ばれております支援制度の補完的な事業として、国の制度は50パー以上減収というところが一つの基準になっておりますけれども、それを下回る15%から50%未満の方についても支援が必要だという判断から、そういう方を早期に支援をするというところで、2月から5月の任意の3か月間のうち、今言いましたパーセンテージ減少があった場合に上限を30万円として支援をしていくというふうなことで、今後、国の持続化給付金と調整を図りながら事業展開をしていくというふうな予定でございまして、商工会のほうに事務委託をしたいというふうにございます。

りますので、事務費として2%相当を委託料として上げさせていただいております。
なお、この事業につきましては、国の施策、持続化給付金と内容的にかぶる面があるため、臨時交付金として対象になるかどうかというところを確認をしながら、当面は一般財源として予算化をさせていただきます。

続いて、78ページ、民生一般管理事務、福祉保健課の部分でございます。これにつきましては、子育て世帯の臨時特別給付金1人1万円に係る事務の事務費、また、扶助費にまなります。合計563万8,000円ということをお願いするものでございます。こちらにつきましても、児童手当を受給されてる方が対象ということで、スケジュール的には6月の児童手当支給に合わせ支給というふうなスケジュール感を持っておりますけども、それまでのいわゆる一般の住民の方については事前に通知をして、拒否されない方以外は給付をするというやり方になりますし、公務員の方については申請をしていただくというふうな二通りのやり方で事前に手続を進めた上で、6月支給の児童手当と併給をさせていただくというふうな準備になるかと思っております。

続きまして、教育委員会、学習指導事務、中学校、小学校それぞれに上げておりますけれども、こちらにつきましては、小学校、中学校、完全に1人1台のコンピューター、タブレットを持っていただく環境をつくるということをし、今回、令和2年度GIGAスクール構想で早めに実施をするということになりましたので、今回、臨時交付金とGIGAスクールの補助金それぞれ合わせて計上させていただいたところでございます。

最後に、病院事業でございます。こちらにつきましては、3条予算につきましては、材料費として感染関係の必要なものを買わせていただく予定にしておりますし、賃借料としてコンテナの賃借を上げております。建設改良費のほうでは、Wi-Fi環境の整備に係る工事費を上げさせていただきました。こちらにつきましても、当面は一般財源にさせていただきますたいというふうに思います。

長々とすみません、以上で説明を終わります。

○議長（山本 芳昭君）これより各課に対する質疑を許します。質疑は議案ごとに行います。

まず、議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号）から質疑を行います。73ページからの補正予算説明附属資料に沿って各課ごとに質疑を許します。

初めに、74ページから75ページ上段、総務課について質疑を許します。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）このマスク、サージカルマスクって、そのサージカルってというのはどういう意味か、お聞きいたします。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）端的に申しまして、今、議員の皆様方皆さんがしていらっしゃる不織性の三重構造になっておりますマスクのことでございます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）まず、サージカルマスクも全世帯配布ということで、以前、4月1日に安倍首相が布マスクを全世帯に配るということを表明された時点で副町長にもちょっと要請したんですけども、全世帯にマスクを全戸配ったかどうかということも申し上げたところ、いろいろ町も、先月ですか、型紙等も配られた経過もありますけども、やっぱりサージカルマスクを全世帯に配布しようとするに至った経過について若干説明を求めたいと思いますが、前回の全協のときには、そういうボランティアでいろいろ作ってもらおうという答弁もあったわけですけど、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）このマスクの供給につきましては、日々状況が変わってございます。前回、全協等でお話をした頃には、到底住民に1人1箱配るような量が手に入るというふうな状況ではございませんでした。この頃、それこそホームセンター等でも見かけるようになってまいりました。少しずつ動いてきてるようでございます。この折で手に入るというふうな見通しがつきましたので、予算化をさせていただいて、5月中にはお配りをお願いしたいというふうにご考えるようになったところでございます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）それと、マスク配布に当たって郵券料をゆうメールという形で上げておられますけども、ちょうど企画課で新型コロナウイルスの感染防止のための広報梱包物を入れる専用ボックスということも出てますが、できれば、郵送でなしに、それぞれ班長さんもおられるし、自治会で、マスクがいつ納入されるかということもよく分かりますけども、配布したら若干経費も安く済むじゃないかなというふうにも思います。その点については何か考え方はありますか、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）自治会長さんを通じて配布というところも検討段階ではありましたが、やはりスピーディーにお配りしたいというところ、それと、人と人が会うという部分ができるだけ住民の方同士では避けていただくという意味で、今回100%郵送したいというふうな考え方に至ったところでございます。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）③番の特別定額給付金の給付についてでございますけれども、申請の方式は郵送というやり方とオンラインでのやり方、二通りあるわけでございます。国のポータルサイトを見ますと、既に日南町もオンラインにおける申請というのを受け付けておるようでございます。実際の給付は5月中までにできればというお話でしたけれども、郵送でしたら若干郵送にかかる時間が必要となるわけでございます。今オンラインで実際申込みをした場合、直近で給付が受けれるっていうのはいつを想定されておりますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）現在、5月1日以降、国のほうからのマイナポータルでの申請ができるようになっております。日南町のほうにも、その情報をつないで確認をしておるとここでございます。現在、数件マイナポータルからの申請もあっておるとここでございます。本日の予算成立を受けまして、こちらのオンライン申請のほうも事務処理を進めて、既に終わってる方については5月中にお支払いするという事務が進められるというふうに思っておりますので、郵送分と並行して早期の支給というところに努めてまいります。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）ありがとうございます。まず、申請を受けてその手続等を行って実際に口座に振込をされるわけでございますが、役場として、銀行への振込の処理、これは、いわゆるなるべく早く受給者の方にお届けするという意味合いで毎日その処理をされるのか、ある程度まとめて、例えば1週間まとめてされるのか、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）こちらにつきましても、役場の支払い日が木曜日というふうなことでは基本的には決まっておりますけれども、現在、出納室のほうと協議しまして、この定額給付金についてはできれば毎日処理をして、一日でも早くというふうな考え方を持っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）同じく特別定額給付金のことなんですけれども、これ郵送での申込みが原則、オンラインもあるというお話でしたけれども、ということなんですけれども、やはり申込書を書いて証明するものをコピーして同封して送るということをしなればいけなくて、御高齢の方にはかなりのこれでもハードルがあると思うので、確実に給付を受けていただくために、例えば江府町の場合には職員の方が集落に出向くとか、あと琴浦町では公民館のコピー機を貸し出すというようなことも検討されてるようなんですけれども、日南町ではそういったことは、御高齢への対応というのはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）この本人確認でありますとか口座の確認事務につきましては、国からも行うようという指導は受けておるとここでございますけれども、そのQ&Aの中で、ほかの方法でそういう確実なところが担保できる方法があれば、そういうやり方でもいいというふうな記載もございます。日南町としましては、口座情報を既に登録されておられる方が多数いらっしゃると思います。4月27日時点での世帯数、2,001世帯というふう把握しておりますけれども、そのうち既に口座情報を登録していただいた方が1,880世帯、94%の方が登録済みでございます。この方につきましては、申請書に口座情報を先に表示をさせて送らせていただいて、これにチェックをいただいた場合には、本人確認も口座情報も確認できたという判断をさせていただきたいと思っておりますので、9割以上の方はそのまま署名とチェックを入れて返していただければお支払いができる、残りの120世帯ぐらいにつきましては、どういう方法でやるかにつきましては、今後できるだけ細やかな対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）確認ですけども、じゃあ、通常のやり方とは違って、本人確認書類は、口座が分かってる方についてはもう最初から要求しないという、そういう案内が行くわけですね。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）申請書にそういう記載例を書いてお送りするようしております。

ますし、今日以降送りますということも含めて、そういったことも含めたお知らせを防災無線、3チャンネル等でしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）次に、75ページ下段から77ページ、企画課について質疑を許します。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）ちょっと先ほども言いましたけども、このボックスですよ、どういう形状のものを考えておられますか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）口頭にて失礼いたします。イメージとしまして、灯油のタンクを屋外に置けるようなタイプ、灯油タンクでいいますと、18リットル入りのタンクを3つから4つ程度入れられるような大口のオープン式なボックスを想定をしますとどこでございませぬ。なお、それぞれに南京錠も、併せて施錠ができるタイプで現在のところ調整を図っておるところでございませぬ。以上です。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）企画課の企業支援対策事業について伺います。

その中で、日南町型コロナ感染症対策事業者緊急支援応援金という30万円の100企業にしている事業でありますけども、それについて添付書類で要綱がついておりましたのでそれをずっと読んでみますと、令和2年2月から5月までのうちの3か月間を選んでということでありませぬが、私も商工会員でございませぬけども、例えば事業が今、緊急事態宣言で4月、5月の契約がないということになりますと、逆に6月、7月、8月の仕事のほうが減ってくる可能性があるというわけで、この期間について、ちょっとどうしてこの期間を設定したか、まず伺います。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）今回は第一弾というふうな捉え方をしております、要は、前回にも申し上げたというふうに思っておりますが、廃業させないというスタンスで、早期ないわゆる対策という形で今回を整理させていただいております。いずれにしても、今後は、よく言われてるのが観光、宿泊業、飲食業というのが主体だというふうに、そういう実態が今あるというふうに思っておりますが、これからは、第二弾と言やおかしいですが、周辺の営業、他の業種の皆さんにも当然影響が出てくるというふうに思っておりますし、現在でも、率は違つかもせませんが、徐々にそういう声を聞いております。ですから今回は5月まで区切ったのは、あくまでも、初期段階言やおかしいですけども、第1段階というふうに御理解いただければと思っております。今後は、状況を見ながら第2段階の中で支援を考えていきたいというふうに思っておりますし、内容もそれなりの聞き取りをしながら判断、政策組みをしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）ただいま、これは5月までの第1段階で、状況を見て、例えば6月、7月、もっと状態が悪い企業なんか申請をした場合、100企業となつてまじですけども、そういうときには第2段階というのをまたされるわけでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）それを視野に今現時点では考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）考えていただくのは結構ですが、実行していただきたいというのが私の気持ちでありますので、事業としては、本当に4月、5月で緊急事態宣言が出て、契約とか駄目になったといった実態で数字で上がってくるのはその先になるんですよ。6月の仕事がない、7月の仕事がないというような状態になりますので、その国の支援から漏れた事業であるというふうに解釈すれば、国と同じような期間、例えば国は5月から来年の1月、何日だったかちょっと覚えてませぬけど、の期間受け付けるわけですよ。そういうふうにはできませんか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）御承知のとおり、今、国のほうでは、第2次補正というところで様々な例えば家賃補助だとか学生の支援だとか、そういった動きが新たな形でこれから出てこようと思っております。ですから要は、今回の一弾という話をしましたのは、第二弾ももちろん状況に応じて考えていきたいというふうに思っておりますので、いわゆる国がどこまでやられるのかということも踏まえということと、町内の状況がどうなのかということをやっぱり踏まえ考えていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、あるいは、現時点、5月までの今回の内容を30万としておりますけども、状況によってはまた変えるということだつてあるのかもせませぬ。ですから、少し状況把握をする中で、今

回の事業の中で、おむね町内の企業の皆さんの動向が、状態がある程度目安がつくのかなというふうな思いが、ありまですので、ここのところを鑑みながら次の第二弾の対策というふうな思いが、ありまです。以上です。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）取りあえずですが、申込み期限というのが6月30日までということになってるんですね。ですから申込み期限が過ぎんとどのくらいあったか、そういう判断がなかなかできにくいと思うんですよ。ですからここは第一弾で、第二弾、第三弾というのも実行するという事によろしいですか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）基本的な考え方として私自身思ってるのは、今回の新型コロナの関係っていうのは、誰が悪いというわけではないというふうには思ってます。ですからそういった観点でいきますと、できるだけ100%というわけにはならない部分もあるかもしれませんが、基本的には、やっぱり自助もお願いしないといけないというふうには思ってますし、共助の在り方もあっていいと思うし、それこそ公助ももちろんあっていいというふうには思ってますので、そういったバランスも必要だろうというふうには思っておりますが、できるだけ対策を、特に減少された業種の皆さんについてはそれなりの対策を打っていきたいというのを基本的に思っておりますので、そういったところを、商工会あたりの皆さんと一緒にコミュニケーションを図っておりますので、それを継続しながら、実際の現場の皆さんの声をできるだけ小さくとも拾い上げるような形が取り組めればいいかなというふうには思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）実際の手続というのは商工会が実行するわけですが、商工会の場合は、商工会員の場合と会員でない場合で手数料が違う、いろんなことをするとね。それについては全然関係ないわけですか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）今回の応援金あたりも、会員のみというわけではなくて全体をお願いするようにしております。ですから、その観点で事務経費も同様な考え方をしております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、このたび国の係らないところ、15パーから49パーということについて大変評価したいと思っておりますし、30万円を上限ということですが、先ほどの同僚議員の質問もありましたが、100事業所というのはどのような見積りで100事業所、今回の対象は中小企業、小規模、個人経営、フリーランスと国はそう言っておりますので、どのぐらいの総枠のうち100事業なのか。1つは、日野町でいきますと予算枠で10事業で500万、1件50万というような、これは新聞であくまで出てるものなので、日南町としてどれぐらいの枠が、枠いうか、100事業所の予算ですが、幾らぐらいの底辺の幅広いことをされて100だったのかをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）現在、商工会員が136事業体だったというふうには思っておりますし、また、会員以外も含めて商工業者が170幾つだったというふうには思っております。ですから、ちょっとどういう結果になるか分かりませんが、そういったところでおおむねまず第1段階の予算額については約100企業というところを目安として上げさせていただきまして、実態に応じて、またさらにということはお願いせざるを得ないというのはいま生まれてこようかなというふうには思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）もう1点よろしいでしょうか。同じ企画課の中で先ほどあった自治会へのボックスなんです、33自治会で37個となっておりますが、これは予備の4なのか、1自治会で2つ持つていくところがあるのか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。毎月の広報の配布につきましては、量が多い月、少ない月ばらつきはございますが、特に世帯数の多いところにつきましては、梱包が5つないし6つになるところもございます。それらを勘案しまして多いところには大きめのボックスを予定はしておりますけれども、1つの梱包で収まり切らない数の想定をして2つないし3つというところで今後調整をさせていただきたいというふうには考えとりました。

て、現在37個を想定しとるということでございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君）6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）電算管理の事務について伺います。

緊急事態ということ、インターネットを使った形での在宅勤務を行うということ、
ざいります。やはり緊急事態とはいえ、個人情報漏えいというのは非常に相反する部分
あろうかと思ひます。そういうところで、具体的にどのようなセキュリティーを持って安
全ないわゆるテレワークになるのかということ伺いたいのと、もう1点、端末が家に存
在しない職員用としての端末という表現がございりますが、いわゆるパソコンが家にない方
ですよね、その方はネット環境もないんじゃないかと思うんですが、そういう方はどのよ
うにして在宅勤務をするんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）御質問のまず1点目のセキュリティーの関係でございます
が、詳細については今後詰めていきたいと思ひますが、段階を追って御説明いたします
と、まず、できない環境をできる環境にやりたいということが第一義でございます。中に
は、持ってない職員については、パソコン等で事務作業ができるということからスター
トになってまいります。続いて、インターネットの接続についてでございます。まず、役
場の基幹系であるとかLG系という言い方のものに分類されるものは、これは接続をして
はそもそもいけないという認識の中で、これは家からもつながらないように考えとります。
インターネット系につきましては、今、共有ボックスを役場内でも分離させておりま
す。インターネットを分離しておるわけでございますが、そこに安全性を講じた上で閲覧
なり作業ができるようにするというイメージを想定をしております。その上での対策です
が、一応ファイアウォール等のポリシー制限と申しますか、国や県に準じた対策を講じて
いきたいと思ひますが、今具体的な名称というものは今後ちょっと詰めていきたい
と正直思ひおるところでございりますが、まずテストを重ねて安全性が確認できた上で実行
に移してまいりたいというふうに考えとります。

それから、20台の台数でありますけれども、今後、在宅以外のところの活用も視野に入
れていきたいと思ひますが、当面20台で貸し出したり、あるいは庁舎内の分散と
いうところでも活用していきたいと思ひおるところでございまして。以上です。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）2点目ですけれども、いわゆるネット環境がない職員、自宅
に、この方へのネット環境はどのように提供されるかということでございますが、再度お
願ひします。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）漏らしており、申し訳ございません。当面は、データ環境が
整う場所、例でいきますと、各地域振興センターなどは使えるところでございまして。密を
避けたり、あと、在宅という考え方も、いわゆる自宅のみならず、現場へ出かけるって
いうところも在宅の一つでも多用な働き方というのは柔軟に対応していく必要はあろうかと
思ひますので、個別の自宅等でどうしてもしなければならないという事情のときには詳細
を詰めたいと思ひますが、できればネット環境が現在あるところからやっけていき
たいというふうに考えておることでございまして。以上です。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）すみません、今のことについて確認なんですけど、インタ
ーネット系ネットワークを遠隔操作ってというのは、役場のパソコンを遠隔操作するとい
うわけではないんですか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）お尋ねのところ、自宅なり、インターネット環境がある
ところから指定した場所へログイン、アクセスしていただいて、そこからデータが使用
できるようにすると、かつ安全性を担保した上で運用したいというイメージで御理解賜
われればと思ひおります。以上です。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）分かりました。そしたら、クラウドを使うという、そ
ういうイメージですか。分かりました。

それで、私がちょっと質問したいのは、77ページのほうの、先ほどもありました
けど、新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援金なんですが、先ほど町長、現場
の声を聞きになってということでおっしゃってたんなんですけど、ちょっと私自身の聞き
取りなんでこまごま正確な数字が出てくるか分からないんですが、業者さんによっては、も
う1か月で50万円の損失が出てくるというふうにおっしゃってらる方もおられたん

ども、この30万円の限度額の基準というか、そういうのはどういうふうにお決めになったか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）企業の皆さんの体力、体力じゃないですが、千差万別だろうというふうに思っております。極端に言えば、年収が3,000万だとか5,000万の個人事業主もおられれば、300万の個人事業主もおられるというふうに思っておりますので、ですからその辺を上限に合わせるっていうのか、下限に合わせるのかということももちろんあるかもしれませんが、一般的に今言われてるような状況の中での数字っていうのが、これぐらいが町村レベルでは適当なのかなというふうな判断でありますので、特別、算出基準をどうこう持つてということではなくて、アバウトな捉え方かもしれませんけれども、上限がこれぐらいあれば何とか頑張ってもらえるんじゃないのかなという思いであります。以上です。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）もちろん計算式を出してくれて言うつもりはないんですけども、休業補償の20万円と30万円を加えても50万円なわけですね。それで、しかもこれは3か月分ということになって、休業じゃなくて休業協力金ですね、補償って言ったらいけないんですが、休業協力金と加えても50万円ということなんですが、何て言ったらいけないんですか、もちろん貯金とかもあるでしょうし、それでやっていけるといって、そういう確信を持ってこの算出されてる額なんですか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）確信があるかないかというよりも、あくまでも今回の分は応援金でありますので、ですからそういう気持ち的なところ言やおかしいですが、そういったところで御理解いただきたいというふうに思っております。ただ、先ほど言いましたように、これ今回が第1次だというふうに思っております。第2次の段階でできれば公助と共助ができる形のものをつくればよりいいのかなというふうには思っています。いずれにしても、減少幅がそれぞれの業種によってもそれで違ってきますし、また、これからも違ってくるんだらうというふうには理解しておりますので、そういった枠組みの中でこれからも第2弾を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ぜひ事業者の方がやる気を失わないような援助をしていたらいいと思っております。それで、ちょっと参考までに伺いますが、今おっしゃった公助と共助を組み合わせるとおっしゃったのは、例えば民間からの募金なんかを募るといようなことも考えられるというふうな、そういうことなんですか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）募金かどうかという事は別として、いわゆる住民の皆さんも参画できる形というものがつくればよりいいのかなというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、今回の原因者は誰でもないので、お互いが町内の苦しんどられる皆さんを助け合うというやっばり意識つけというところを高めていくことも今回は必要ではないのかなという個人的な考え方を思っておりますので、そういった意味での在り方をこれから関係者の皆さんとも協議しながらつくり上げていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）はい、分かりました、その点は。

それで、ちょっとまた別の質問になるんですけども、同じこの応援金についてなんですが、先ほど総務課長の説明で、とにかく国の持続化給付金と重ならないということのを非常に強調されてたんですけども、これは何かその給付のルールとか、そういうようなものがあって重なってはいけないということがあるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）この仕組みにつきましては企画のほうで整理をしておりますので、私から答えさせていただきますと、まず50%以上の減少が確認されたところが国から100万円ないし200万円の給付が行われるというそもそものものでございますが、50%以上という区切りを国においてされたとするところ、じゃあ、それ以下の減少で大変経営が厳しいとおっしゃってるところをどうするんだというところを町としても応援したいというのが、そもそものこの制度の設計でございます。その上で、じゃあ、両方を受け取るとなりますと、これ趣旨がまた変わるところで、スピーディーに、かつ皆さんを幅広く応援したいというのが制度の設計というところで一区切りさせていただいておるところでございます。したがって、15%から49%の方は国によります持続化給付金では対象とはならないわけでございますが、これを町が応援をさせていただ

いて、第一弾として今回お願いをさせていただくものとして御理解を賜りたく思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）御趣旨は分かるんですけども、ただ、国がこれからどうなるかっていう問題もあるんですけども、持続化給付金100万、200万でも焼け石に水だっというようにおっしゃる方も町内の事業者さんでもおられるわけですよ。そういう意味では、少しでもそういう方も含めて援助するという意味では、もう15%から49%と言わずに、もう15%より上、全部取りあえず町の応援金を払いますよと。あと、何条かにあった返還規定ももうなくしますよというふうにしてしまえば、両方受け取って、もしそれで受け取り過ぎたとかっていうことがあれば後で返してもらえばいいわけです、減収額等を合わせて減収額を実際に積算してみて、1年後ぐらいにもらい過ぎたわということがあれば後で返してもらえばいいんで、取りあえず迅速性という意味からも広くということからも、むしろこの49%というのはなくしてしまったほうがいいような気がするんですけども、それはできないんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）国の制度は制度としても明確に出てきておりますので、ですからそれ以下の方の50パーに満たない方を助けるっていうのが今回の考え方です、第一弾とすれば。ですから、確におっしゃられるように、100万もらっても200万もらってもまだ到達しませんという話は当然ある話だろうというふうに思っておりますが、そこは切りがない話だというふうに思っておりますので、今後の展開の中で必要性があるなら考えまされども、現時点では今の政策の中で進めさせていただきたいと。いわゆる公助も限度があるというふうに思っておりますので、そういう理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）町長の説明で、第1番目も第2番目も企業支援対策事業です。商工会に基本的には委託されて、実際に支払い事務も商工会を通じてということだったんですけども、先ほど130の事業体が商工会に入っておられると、加盟されておられるということ、実際に商工会に加入されていない事業者の皆さんに対しては、町が直接でも相談に乗らなければいけないとは思いますが、商工会で全ての事業者がカバーできる状況なのかどうか。いろいろと連携を取って事業を今進めておられるということでしたけど、重ねて確認をしておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）本日の提案で御承認いただくような形になれば、それなりのPRなりはしていけないといけないというふうに思っておりますし、商工会の皆さんにも会員外の皆さんにも、大体イメージはついたられますので、どこにどういう業者がおられますというところは把握されておりますので、そういった方の情報提供はさせていただくことになるというふうに思っております。ですから、しっかりと今回の政策の内容についての情報の発信はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）ここで暫時休憩といたします。再開を11時25分からといたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、78ページ、福祉保健課について質疑を許します。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）子供の1人1万円の交付ですが、これはいいんですが、これによるシステム改修費が200万になっております。340万を交付するのに200万円のシステム改修費、なぜそこまで要するのか。今回、最初にあった一般管理事務の中でもシステム改修費が275万ございます。ここでも、マスクを配布するのに子供たち350についてのシステムが入っていると思うんですが、なぜ200万もかかるのか。あくまで340万執行するのに200万、どれぐらいの工数がかかるんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）今御指摘いただきましたシステム改修費の件でございまして、見積りをいただいた段階で、おっしゃるとおり、かなり高額だなというふうには感じておるところでございまして。先日ちょっとこの検証もして行く中で、本当にこのシステム改修というものが必要なのかどうかということでも検討しているところではございまして、やはり早い段階での支給というようなことで、現在はシステム改修を行いな

ら、今月末までにはそういった対象者の洗い出しという形で進めていきたいというふうに考えておりますので、このシステム改修を行って一日でも早い支給をというふうな形で検討してるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）いや、今いろいろ検討されてるっていうことを言われまして、たけども、200万の予算がかかる。例えば人件費としても何人かかるかということで、本当にシステムがあって、そこにこの300万円を交付する340人のために本当にどうなのかと、トータルで町として本当にどうなのか。ほかのやつを使えないか。せっかく子供のほうのマスクを配るのにも同じような形で工数を出してるわけですね。それを使えばいいんじゃないでしょうか。再度検討されたらどうでしょう。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）今御意見をいただきました件につきましては、再度検討を行いまして、職員のほうで対応できるということでありましたら、このシステム改修はなしで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）すみません、若干お伺いします。

60ページに書いてありますこの要綱、子育て世帯への臨時特別給付金事業要綱の案ですけど、4条に、子育て世帯の臨時特別給付金の支給の申込みを町が行うというのと、それから公務員のほうでは申請書を提出願うということですが、この一般支給対象者に対して町が支給の申込みを行うというのは、どういう行動というか、どういうことを想定されておられるわけですか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）このたびの給付金につきましては、不必要な方につきましては、町のほうへ申請をしていただいて、その不要の申出をしていただくという形にしております。日程といたしましては、5月25日までにはそういった不要の方の申込みをしていただきまして、それ以外の方は全て受給されるという意味を確認させていただいたという形に考えとります。支払いのほうにつきましては、それを受けまして6月4日の日に支払いを現在予定してるところでございます。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）要するに、一般支給対象者の方は、もう申請というか、そのチェックが済んでいて、あとは受けないという方が申請されたら、それで終わりという状態になっているということですか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）一般の方については、先ほどおっしゃったとおりでございます。

○議員（7番 近藤 仁志君）はい、分かりました。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）この事業は、児童手当受給者が対象という国の制度なんですけども、町としても同じ対応で行われるのかということの確認です。（「マイク」と呼ぶ者あり）町として、児童手当受給者が対象なのかということの確認でありますけども、この事業説明の中に、小学校等の臨時休業等により影響を受けたという表現がありますが、この辺との関連についていかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）この要綱につきましては、国のほうが示したものを日南町のほうに想定して要綱のほうはつくっております。臨時休校ということで、各家庭のほうにもいろいろと食事の面でありますとか御負担をいただいている部分もあるというようなことで、今回のコロナに対応いたしまして児童手当を支給してる世帯へ1万円を上乗せするというような形の支給を予定しております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）そういうことだろうと思っておりますので、79ページの事業説明の書き方について若干の違和感を感じたところであります。

それと、先ほどの発言の中で、町が申込みをして受給者が拒否をされない限り児童手当の口座に振り込まれるということだろうと思っておりますので、先ほどのシステム改修等のことも含めずともっと簡略化できるんじゃないかなと思っておりますが、支給をしますよという申込書はいつ発送されますか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）現在の予定では、あさって5月13日を予定しております。

す。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）先ほど大西議員のほうの質問があって、340万配布するのシステム改修の200万という話があったんですよ。それに担当課長のほうは、今後、職員で対応できれば使わなくていいという趣旨のことを答弁されましたけれども、私、基本的に予算要求をされる場合には、それは事前にそういうことを内部検討されて、あるいは財政担当とも相談されて、必要かどうかということを見極めて予算要求されるべきだと思いますよ。ちょうどこの事業でシステム改修が要るのか要らないのか私分かりませんが、基本的に予算構成をするときには必ず行政の中ではそこはすべきことだと考えとりまして、それについて、どうでしょうか、担当課長でもいいですが、総務課長でもいいですが、お考えについて聞かせていただきたい、このように思っております。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）今回、いわゆる定額給付金のほうは支給額が大きいということころで、システム改修が目立たないような気はしますけれども、基本的にはシステムのほうには同じものだというふうに思っています。改修も同様に費用がかかるものだというふうに思っております。こういう短期で早く支給をするために、やはり有効なシステムを使って早期に間違いのない事務処理をすることが肝要だということで、査定の中ではシステム改修は必要だというふうな判断をしておるところでございます。担当課のほうで再度検討されるということではありますけれども、基本的にはシステムでしっかり最後の給付まで管理をされるべきものであるというふうに考えています。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）システム改修にどれぐらいの時間がかかるのか分かりませぬけれども、場合によっては、先ほど別件ですが、郵送したらいいとかいろんな話があるわけですし、本当に速やかな事務というのは、改修をしてから点検をして早くすると、そういうようなことが私、時間的にはロスじゃないかと思うんですが、システム改修なんて2日もありやできるもんなんじゃないでしょうか、いま一度伺います。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）改修経費が高い安いの問題は確かにあるかと思えますけれども、今回システム改修、全国的なものでございますので、先行して既にやっているとこもありません。そういったところを参考にスピーディーな改修作業ができるものというふうに思っています。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）どこもがやればすぐできるようなもんなんですけれども、どこもがやれば、そのシステムを改修する方がどれぐらいおられるか分かりませぬけれども、逆に時間がかかったりするんじゃないかという気がするんですが、大丈夫でしょうか、いま一度伺います。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）定額給付金、どちらのシステムに関しましても、早急な対応をしていただけないこと確認をした上で予算をお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）同じく子育て世帯への臨時特別給付金に関しての附属資料62ページ、公務員の支給対象者に係る申請受付開始日……（「マイク」と呼ぶ者あり）及び申請期限についてですけれども、この公務員支給対象者というのは、当然会計年度任用職員も含まれるというふうに考えていいのかなということと、それからなぜ、公務員だけに支給の是非を文書を13日に発送されるということでしたけれども、そういう選択をする必要があるのかなという点についてお尋ねします。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）最初の質問でございますが、会計年度任用職員も4月、5月分につきましては対象になるというふうに考えとります。ただ、これは特例給付の分は3月になりますので、2月、3月分の対象者ということになりますので、その部分については含まれないというふうに考えます。

それから、公務員について別枠でということになりますが、これは国のほうが出しました要綱の中に書いてあるというふうな形での町の支給になりますので、居住地の市区町村から公務員については支払う。通常ですと、給与支払い者のほうから給与に含めてお支払うという形になります。今回の特例給付については別枠で1万円を各市区町村が支払うという形になります。以上です。

○議長（山本 芳昭君）次に、79ページ、教育課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君）G I G Aスクール構想でのi P a dタブレットの導入でございませう。当初予算にも何台か入ってたわけですが、このたび事業の前倒しということで、全児童分を設置されるということですが、この事業は全国的にこの事業は取り組まれるものであろうかと思ひます。そうしますと、このパソコン、いわゆるタブレット、こちらの本当に導入が年度内にできるものかどうか、それが非常に心配でございませう。納入の可能性というのは本当にあるものでしょうか、それを確認させてください。

○議長（山本 芳昭君）村上教育次長。

○教育次長（村上 伴樹君）失礼します。議員言われるとおりに、実はこのG I G A構想、本当に詳細がまだ出てこないということで、国のほうは、自治体で一括しての調達というようなところを言ってきたとおりですし、本当に詳細な部分がまだできておりませんので、確かに全国での調達というふうになりますので、それがいつ調達できるのかというのは、実は今日も説明会があるんですけども、まだはっきりとしたところが出ていないところが現状ではございませう。

○議長（山本 芳昭君）よろしいですか。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）G I G A構想にも関連するわけですが、今実際に小・中学校でオンライン授業は、この間の新型コロナの関係でどのように具体的に実践されたのかについてちょっと説明を求めたいと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）久代議員、教育課のオンラインのただいまの質問でございませうが、午後から予定をしております全員協議会の中でそのような対応については質疑をしていただきたい。このたびは、この予算についての質疑をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議員（8番 久代 安敏君）予算にタブレット購入があるからですが、実際にそれによってオンライン授業の……。

○議長（山本 芳昭君）その内容については午後全協でお願いしたいと思ひます。

○議員（8番 久代 安敏君）午後にほんなら問ひます。いいです。

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、次に、議案第56号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）まず確認なんですけれども、今回出てる予算というのは、病床の準備は含まずに医業費用というほうの予算なんですけれども、検査に対応するための予算ということなんです。

○議長（山本 芳昭君）福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君）今の御質問ですが、もちろん検査のために必要なものばかりでございませうし、それから今現在、予防のために毎日使用しているもの、特にいわゆるマスクもそうでございませうし、消毒液もそうでございませうし、それから日南病院は外来及び入院ともに、いわゆる来るべき新型コロナウイルスが例えば町内で発生した、あるいは保健所のほうから協力要請があった、こういった協力医療機関として登録されておりますので、来るべきときのためのものでもございませうので、そういうふうにご理解していただきたいと。来るべきときにそういう体制がなくなっているということでは、病院としてのいわゆる対応ができませんので、そういうふうにご理解していただきたいというふうに思ひます。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）すみません。いや、もし十分にそろってたらもういいんですけども、例えば入院に対応するためということであれば、人工呼吸器であるとか、あるいは簡易型の陰圧装置というんですか、そういったものもあるみたいですが、そういうものの導入は大丈夫なんでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君）今御指摘を受けたものでございませうが、そういったものは重症者に対する対応のものでございませう。日南病院は、いわゆる保健所からのトリアージによって、ほぼ軽症者のみを取り扱うという位置づけに今のところはございませう。というのは、鳥取県自体が蔓延しておりませうので、今のところ、いわゆる感染病棟、鳥取県が持っております感染病棟に入るだけの患者が発生してないものというふうになっておりますので、今のところ日南病院につきましては軽症者取扱いというふうな位置づけでございませうので、そういった例えば人工呼吸器が何台もそろえていなければいけないという立ち位置ではございませうので、御理解していただければと思ひます。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）下段のW i - F i環境の整備ですが、日南病院は面会

謝絶をしておられますが、具体的に、スタッフも含めて看護師がやられるのか、事務員がやられるのか、Wi-Fi環境を整備しても、本当に入院しておられる患者さんとのコミュニケーションをどういう形で取ろうとしておられるのかという点について概略を説明してほしいと思いますが、午後の質問にありますか、この件については全協で。いいですか。

○議長（山本 芳昭君）病院は予定しておりませんので、今聞いていただいて結構です。

○議員（8番 久代 安敏君）具体的に内容をお聞かせください。

○議長（山本 芳昭君）福家病院事務部長。

○病院事務部長（福家 寿樹君）病院、今、面会ができなくなってからもう2か月以上たっておりまして、やはり患者さん、患者さんの家族の方から、一目だけでもという要望が本当に多くございまして、病院の立場としても、それはもちろん患者さんそれぞれの立場を非常に今危惧してるようなところでございます。

もう試験的に、本当に今Wi-Fiが事務所の中だけちょっとございまして、実際にこれが可能かどうかという試験を実はさせていただきました。実際にタブレット2台用意しまして患者様のところの直接病棟に行き、それと1階のいわゆる遠隔でもってそれぞれ画像をリアルタイムでできるかどうかと。それと、これをするに当たっては、やはり食事中にというわけにいけませんので、ある程度の時間を設けまして予約という形で患者様の家族の方に今のところは御覧いただいて、職員がそれぞれ時間を今申しましたようにもう設定してですので、職員2名でもって対応のほうを考えております。試験的にやりましたら、特に問題なく、これが全てのフロアにWi-Fiが通じましたら、本当に一番端から全部それぞれ病院の中で対応が可能でございまして、少しでも安心していただけるんじゃないかというふうに思っております。

○議員（8番 久代 安敏君）はい、分かりました。

○議長（山本 芳昭君）そういたしますと、議案第55号及び議案第56号について質疑漏れはございませんか。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）1点確認で、サージカルマスクの配布事業で子供用350人は、これ未就園児、中学生は対象でしょうか、確認します。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）350人については、保育園の園児、小・中学生の数で想定をさせていただいております。中学校も一応入りますけども、大人用、子供用どちらがいかにいうところがありますので、大人用も子供用も若干かぶらせて余裕を持った数で予算を組ませていただきました。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）先ほどの児童手当じゃなくて、子育て臨時給付金340人に対して350人という数字は分かりませんが、先ほど総務課長言われましたけども、園児、小学生あたりかなり体形、顔の大きさによって対応するマスクが違ってきます。その辺の配慮は十分に気をつけていただきたいと思います。先日も、小学生が子供用マスクもらったけども、小さくてサイズが合わないのという話を聞きましたので、体形の一人一人の確認は非常に厳しいかもしれませんが、配慮をお願いをしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）学校、保育園につきましては、実態としては、休業がない限りは学校で配布を予定をしたいというふうに思っております。それぞれのサイズに合ったものを選んでいただいて配布できるものというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第10、議案第55号、令和2年度日南町一般会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第55号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第56号、令和2年度日南町病院事業会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第57号 及び 日程第13 議案第58号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの人事案件ファイルをお開きください。1ページから4ページ、日程第12、議案第57号及び日程第13、議案第58号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2議案を一括議題とします。

各案につき、提出者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君）議案第57号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてという議案であります。日南町教育委員会委員、須田ひろ子は、令和2年5月13日に任期が満了となるため、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

内容ですが、日南町教育委員、須田ひろ子の任期が令和2年5月13日で満了となるため、委員の任命について同意を求めるところであります。新しい任命者、予定者ですが、山脇亜紀、性別、女性、53歳で、住所につきましては、日南町印賀1146番地2であります。

主な経歴であります。現在ですが、平成19年7月から日南トマト加工のほうにお勤めで、現在に至っておられます。日南町としての関係ですが、平成26年7月から平成28年3月まで行政改革推進委員としてお世話になっておりました。

続きまして、議案第58号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてあります。日南町教育委員会委員、長谷川毅は、令和2年5月13日に辞任するに当たりまして、その後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

すみません、失礼しました。先ほどの山脇さんですけども、任期をちょっと申し上げるのを忘れておりました。山脇さんにつきましては、令和6年5月13日までということでございます。失礼しました。

継続します。新しく任命する者であります。任期ですが、今回の長谷川さんが任期途中ということでありまして、その方の残任の期間ということで、任期は令和3年5月13日まででございます。氏名は西村卓也、男性、43歳でございます。日南町三栄1910番地が住所でございます。

主な経歴でございます。日南町の社会福祉協議会あるいは日南福社会のほうで勤められておられます。平成29年4月からは林業従事ということで、現在に至っております。日南町との関係ですが、平成29年4月からでございます。現在に至るまで日南町スポーツ推進委員として御活躍をいただいております。

説明のほうは以上で終わります。

○議長（山本 芳昭君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第57号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）次に、議案第58号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第12、議案第57号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意するこ

とに決定いたしました。

日程第13、議案第58号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14 発議第6号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの議案書ファイル、最後のページの81ページをお開きください。日程第14、発議第6号、日南町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

本案につき、提出の趣旨について説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

○議会運営委員会委員長（大西 保君）発議第6号、日南町議会会議規則の一部改正について。次のとおり、日南町議会会議規則の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和2年5月11日提出。提出者、日南町議会議会運営委員会委員長、大西保。

日南町議会会議規則の一部を改正する規則。日南町議会会議規則の一部を次のように改正する。

概要ですが、日南町議会会議規則では、議員の参集場所として議場を指定している。しかし、3月議会定例会の最終日の爆破予告事件や、このたびの新型コロナウイルス感染症など、役場が立入禁止となり、議場に参集できないことが起こり得る。そのような場合について追加するものであります。

改正後の内容は、「ただし、議場が使用できない場合は、議長が別に指定する場に参集する。」を追加いたします。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上、どうぞよろしく願います。

○議長（山本 芳昭君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第14、発議第6号、日南町議会会議規則の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りします。本臨時会に付議された案件は以上をもって議了しました。これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、令和2年第3回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午後0時01分閉会